

↳ 嫡出に関する規定の違憲決定に伴う措置(その1)

Q : 先ごろ、嫡出に関する規定が違憲だとする最高裁の判決が出ましたが、相続税はこれによりどのように取り扱われるのですか？

A : 9月4日以前か後かによって取扱いが変わります。

【解説】

平成25年9月4日の最高裁の決定により、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1とする民法第900条第4号ただし書前段(嫡出に関する規定)が違憲であるとされました。

これを受けて、国税庁は平成25年9月5日以後の申告(期限内申告、期限後申告及び修正申告)又は処分により相続税額を確定する場合(平成13年7月以後に開始した相続に限る)には、この嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算することとしました。

なお、平成25年9月4日以前に相続税額が確定しているものについては、違憲決定で、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判示がされていることから、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできないこととなっています。また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税額の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たらないともされています。

